（海洋水産資源開発促進法の一部改正）

**第七十一条**　海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「ときは、遅滞なく」を「場合において」に改め、「図るため」の下に「特に必要があると認めるときは」を加え、「定めなければならない」を「定めることができる」に改める。

第九条第一項第二号中「に係る開発計画の達成」を「における水産動植物の増殖又は養殖の推進による漁業生産の増大」に改め、同条第二項中「都道府県知事は、」の下に「都道府県が開発計画を定めた場合において、当該」を加える。

（農村地域工業等導入促進法の一部改正）

**第七十二条**　農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、第九号を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項の大綱を定めるよう努めるものとする。

一　農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標

二　農村地域への工業等の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標

三　その他必要な事項

第五条第三項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　実施計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　導入される工業等への農業従事者の就業の目標

二　工業等の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標

三　その他必要な事項

（沿岸漁場整備開発法の一部改正）

**第七十三条**　沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第五号から第七号までを削り、同条第六項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項に」を「第二項に」に改め、同項第一号中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。

一　水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

二　前項第二号の種類に属する水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

三　その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

第十五条第一項中「第七条の二第三項」を「第七条の二第四項」に改める。

第十六条第一号中「第七条の二第三項第一号」を「第七条の二第四項第一号」に改める。

第十九条第一号中「第三項」を「第四項」に改める。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

**第七十四条**　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項を削り、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければ」に改め、同項を同条第三項とする。

第三条第一項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第四条第一項及び第二項中「第二条の二第四項」を「第二条の二第三項」に改める。

（地力増進法の一部改正）

**第七十五条**　地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「定めなければならない」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「地力増進対策指針には、」の下に「おおむね」を加え、同条第三項中「聴かなければ」を「聴くよう努めなければ」に改め、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

（集落地域整備法の一部改正）

**第七十六条**　集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「においては、」の下に「集落地域の位置及び区域に関する基本的事項を定めるほか、おおむね」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第四項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五条第三項中「当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針並びに」を削り、「次項及び第五項」を「第五項及び第六項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「のうち、集落地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　集落地区計画については、前項に規定する事項のほか、当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針を都市計画に定めるよう努めるものとする。

第七条第二項中「においては、」の下に「その区域を定めるほか、おおむね」を加え、第一号を削り、同項第二号中「前号の」を「当該」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第一号の」を「当該」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「前項第一号」を「前項」に改める。

（市民農園整備促進法の一部改正）

**第七十七条**　市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第六項を第七項とし、同条第五項中「変更するものとする」を「変更することができる」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　基本方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、市民農園の整備の基本的な方向その他必要な事項を定めるよう努めるものとする。

（獣医療法の一部改正）

**第七十八条**　獣医療法（平成四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「都道府県は」の下に「、基本方針に即して」を加え、同条第二項中「定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならない」を「定めるものとする」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3　都道府県計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　獣医師の確保に関する目標

二　相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

三　診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

四　その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項